

令和5年 第6回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

11月27日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程

令和 5 年 第 6 回 美 瑛 町 議 会 臨 時 会

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 午 前 9 時 3 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 （認定第 1 号） 令和 4 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 5 （認定第 2 号） 令和 4 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 6 （認定第 3 号） 令和 4 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 7 （認定第 4 号） 令和 4 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 8 （認定第 5 号） 令和 4 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 9 （認定第 6 号） 令和 4 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 0 （認定第 7 号） 令和 4 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 1 （認定第 8 号） 令和 4 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 2 議案第 1 号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 2 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 3 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 5 発議第 1 号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 4 号 専決処分について
- 第 1 7 議案第 5 号 令和 5 年度美瑛町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 8 議案第 6 号 令和 5 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 9 議案第 7 号 令和 5 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 0 議案第 8 号 令和 5 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

第 2 1 議案第 9 号 令和 5 年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 1 号）について

○出席議員（14名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
9番	杉山勝雄	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	吉 川 智 巳 君
会 計 管 理 者		小 杉 昌 敏 君
総 務 課 長		新 村 猛 君
まちづくり推進課長		観 音 太 郎 君
地域みらい創造室長		大 庭 路 世 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		庄 司 篤 史 君
保 健 福 祉 課 長		高 木 比斗志 君
保健センター所長		鎌 田 静 香 君
商工観光交流課長		高 島 和 浩 君
農 林 課		平 間 克 哉 君
文化スポーツ課長		才 川 健 一 君
建 設 水 道 課 長		今 瀧 毅 君
水 道 整 備 室 長		岩 佐 和 男 君
町立病院事務局長		才 川 育 世 君
総務課財政係長		柴 田 崇 史 君
教 育 長		鈴 木 貴 久 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農業委員会事務局長		栗 原 行 可 君
農業委員会会長		只 野 透 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局長 今野 聖貴 君
次長 竹本 匡志 君

開会挨拶

○議長（野村祐司議員） おはようございます。第6回美瑛町臨時会招集に当たり、開会のご挨拶を申し上げます。短い秋から急激な寒波の襲来でございまして、根雪なりそうな、そんな冬景色でございます。町内産業あるいは生活にも、それぞれ寒冷地モードに備える必要がありますし、1日も早く冬の生活に慣れると、こんなことが必要でないかと思っております。毎回のことでございますが、議会に当たりましては、質問は簡潔にして明瞭、これを本分にしてお願いをいたし、開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

開会及び開議宣告

○議長（野村祐司議員） ただいまから令和5年第6回美瑛町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員議員は13人です。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（野村祐司議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。
（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）
（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（野村祐司議員） 角和町長から本臨時会招集の挨拶があります。
（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆様おはようございます。令和5年第6回美瑛町議会臨時会、議員皆様のご参加でご招集頂きまして、誠にありがとうございます。また日頃より町行政に対しまして大所高所からのご指導を賜っておりますことを心より御礼を申し上げる次第でございます。後ほどの行政報告の中でも申し上げさせていただきますけれども、故藤岡壽一元議長がご逝去されました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。まさに議場にいる多くの方々

ほとんどが多かれ少なかれ、故藤岡元議長の薫陶を得ているのではないかなと思っているところでございます。町政発展にかける、その思いを私たちも引き継がせていただいて、皆様とともにより一層、まちづくりに邁進したいと思うところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本臨時会にご提案を申し上げます議案につきまして要旨をご説明いたします。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正から、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3件につきましては、令和5年8月の人事院勧告に準拠し、給与の改定等に係るそれぞれの条例の関連規定を整備するものです。

議案第4号、専決処分については、令和5年度の美瑛町水道事業会計の補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会の承認をお願いするものです。

議案第5号、令和5年度美瑛町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第9号、令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第1号）についてまでの5件につきましては、人事院勧告給与改定に伴う人件費の追加であります。以上、議案9件についてご提案申し上げますので、慎重なるご審議を頂き、お認め頂きますよう、よろしくお願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、7番白石久代議員と、13番高田紀子議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長（野村祐司議員） これから、諸般の報告を行います。

○事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

以上です。

○議長（野村祐司議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（野村祐司議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、杉山勝雄議会運営委員会委員長の報告を求めます。杉山議会運営委員会委員長。

(「はい」の声)

(議会運営委員会委員長 杉山 勝雄君 登壇)

○議会運営委員長(杉山勝雄議員) おはようございます。議会運営委員会から報告をいたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長(野村祐司議員) 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定をいたしました。

本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長(野村祐司議員) 角和町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) それでは、行政報告を申し上げます。資料をお手元に配布済みのことと存じますので、ご高覧賜れば幸いです。9点につきましてご報告をいたします。

まず1点目、令和5年度上半期の観光客入込み状況についてでございますが、14万6,400人と、前年と比較いたしまして34万2,600人の増、前年比でいきますと130.5%となったところでございます。参考でございますが、宿泊延べ数につきましては9万9,300人で、前年比でいきますと109.4%の増となったことをご報告申し上げます。

2点目、UNWTO(国連世界観光機関)のベスト・ツーリズム・ビレッジ2023の認定につきまして、10月18日に認定を頂いたところでございます。このベストツーリズムビレッジにつきましては、持続可能な観光地づくりに取り組む優良地域を認定していただくというプロジェクトでございまして、本町におきましては観光マスタープランの策定ですとか、持続

可能な観光目的地実現条例などの取組が評価を頂いたとのことでございます。今後におきましては、持続可能な観光を実践する優良事例として、国際的に認知を頂いたということもでございます。責任も重くなりますけれども、UNWTOが持つ世界的なネットワークを活用した各地域との関係構築や相互交流を拡大をしてみたいと考えているところでございます。

3点目、文部科学大臣表彰の受賞についてでございます。受賞者は南正剛先生、宇白金在住の陶芸家でございます。功績内容につきましては、地域文化功労者表彰でございます。11月16日に表彰式が行われたと伺っております。長年にわたりまして陶芸家として優れた活動を行い、地域文化の振興にご貢献を頂いているというところがご評価を頂いたと承っております。南先生に心よりお祝いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

4点目、絵画の寄贈についてでございます。石川県金沢市在住の松下久信画伯氏より、町民の皆様や観光客の皆様の目に触れる形で活用していただければというお申出がありまして絵画の寄贈を頂いたところでございます。11月13日付で29点をお受けをさせていただきました。松下氏におかれましては、金沢市にお住まいでございますけれども、美瑛町の風景をモチーフにした油絵を描かれておりまして、日展でも特選を2回受賞され、平成30年には石川県の文化功労賞を受賞されていらっしゃいます。また、美瑛を描いた作品が総理大臣官邸に、令和5年6月から2年間、展示をされているということでございます。来年2月、年明けの2月に寄贈頂いた絵画の展示会を計画し今準備を進めているところでございます。松下先生誠にありがとうございます。

5点目、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業、いわゆる企業版ふるさと納税に関する寄附を頂いたところでございます。株式会社ノーススターラボ様、札幌市南区から10万円。株式会社RUNWAYS様、東京都新宿区から10万円。株式会社WADA工務店様、石狩市でございます、10万円。有限会社大空電気様、苫小牧市から10万円。株式会社家計画様、旭川市から100万円。株式会社宮田自動車商会様、札幌市中央区から100万円。EZOCONSULTING GROUP株式会社様、札幌市中央区から10万円。共工電気工事株式会社様、士別市から20万円。北日本フード株式会社様、札幌市西区から30万円をそれぞれ寄附頂いたところでございます。皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、貴重な財源として有効に活用させていただきたいと存じます。

6点目、びえいdeハロウィンの開催につきまして、10月29日、今年度初めてのイベントといたしまして丘のまちフェスティバルの1事業として開催をしていただきました。子供から大人まで約500人、多くの方々に賑わったところでございます。

7点目でございますが、人気アニメ「ポケットモンスター」のキャラクターが描かれたマンホール、いわゆるポケふたの設置についてでございます。令和3年に株式会社ポケモン様へ設置要望を行ったところ、このたび寄贈を頂いたところでございます。北海道では美瑛を含めて

42か所に設置をされているところでございます。設置場所につきましてはラヴニール正面の軒先でございまして、びえいdeハロウィンの開会に合わせてお披露目を行ったところでございます。

8点目、ふるさと会（東京美瑛会）総会・懇親会の開催につきまして、11月11日東京都内で開催をされました。議会議員の皆様も多くご参加を賜りまして、総勢137名の参加があったとでございます。今年も大変な盛り上がりを見せまして多くの美瑛ゆかりの方々の交流が深められたところでございます。

9点目、特別功労者、藤岡壽一様のご逝去についてでございます。去る11月22日正午、85歳をもってお亡くなりになりました。病名は敗血症と伺っております。昭和62年に町議会議員として初当選されて以来5期20年の長きにわたり、豊富な経験と卓越した識見と指導力を持ちまして、町政の発展と地方自治の振興にご尽力を頂きました。この間、議長2期をはじめ、多くの要職に就かれてご活躍をされたのは皆様ご存じのとおりでございます。平成6年と平成11年に美瑛町公職者表彰、平成25年に美瑛町特別功労者に推戴され、平成27年には旭日双光章を受章されたところでございます。藤岡様のご冥福を心より重ねてお祈り申し上げる次第でございます。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） これにて行政報告を終わります。

日程第4	（認定第1号）	令和4年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	（認定第2号）	令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	（認定第3号）	令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	（認定第4号）	令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	（認定第5号）	令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	（認定第6号）	令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	（認定第7号）	令和4年度美瑛町水道事業他水道事業会計決算の認定について
日程第11	（認定第8号）	令和4年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

○議長（野村祐司議員） 日程第4、（認定第1号）、令和4年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第5、（認定第2号）、令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳

入歳出決算の認定についての件、日程第6、(認定第3)、令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第7、(認定第4)、令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第8、(認定第5号)、令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第9、(認定第6号)、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第10、(認定第7)、令和4年度美瑛町水道事業水道事業会計決算の認定についての件及び日程第11、(認定第8号)、令和4年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第8号までについて、令和5年度美瑛町議会決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

保田委員長。

(「はい」の声)

(令和5年度決算審査特別委員会委員長 保田 仁雄君 登壇)

○決算審査特別委員会委員長(保田 仁議員) おはようございます。朗読をもって、報告に代えさせていただきます。

(報告書の朗読を省略する)

以上、報告をいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。

お諮りします。(認定第1号)から(認定第8号)までの質疑は一括行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、(認定第1号)から(認定第8号)までの質疑は一括行うことに決定をいたしました。

それでは、(認定第1号)から(認定第8号)までについての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、(認定第1号)から(認定第8号)までについての質疑を終わります。これから討論を行います。初めに、(認定第1号)についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第1号)についての討論を終わります。

次に、(認定第2号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、(認定第2号)についての討論を終わります。

次に、(認定第3号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、(認定第3号)についての討論を終わります。

次に、(認定第4号)について討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第4号)についての討論を終わります。

次に、(認定第5号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第5号)についての討論を終わります。

次に、(認定第6号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第6号)についての討論を終わります。

次に、(認定第7号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第7号)についての討論を終わります。

次に、(認定第8号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第8号)についての討論を終わります。

これから日程第4、(認定第1号)の件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第1号)、令和4年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第1号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、(認定第2号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第2号)、令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第2号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、(認定第3号)の件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第3号)、令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第3号)の件は委員長の報告のとおり可決されまし

た。

次に、日程第7、(認定第4号)の件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第4号)、令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第4号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、(認定第5号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第5号)、令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第5号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第9、(認定第6号)の件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第6号)、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第6号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。日程第10、(認定第7号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第7号)、令和4年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第7号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。日程第11、(認定第8号)の件を、採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第8号)、令和4年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第8号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第1号 美瑛町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第2号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第12、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての件、日程第13、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件及び日程第14、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を一括議題といたします。

議案第1号から議案第3号にまでについて、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は1頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から3頁までになります。今回の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、本年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、特別職の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊資料によりご説明いたします。別冊資料の1頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、民間の支給割合との較差を基に改定するもので、特別職職員の期末手当を0.10月分引上げ、現行の4.40月分から4.50月分とするものです。表につきましては、第1条の改正では、令和5年度においては期末手当の6月期分は既に支給済みであることから、12月期で現行の支給割合に0.10月分を追加し、12月期の支給割合を100分の230とするものです。第2条の改正では、令和6年度以降にあっては、6月期、12月期ともに支給割合を100分の225とするものです。

3の施行期日ですが、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行となります。2頁及び3頁の新旧対照表のご説明は省略いたします。

資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。議案集の1頁の附則からになります。附則、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。以上で議案第1号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議案第2号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は2頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の4頁から6頁までになります。今回の美瑛町教育委

員会教育長の給与等に関する条例の一部改正は、議案第1号と同様に、本年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、教育委員会教育長の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。改正内容につきましても、議案第1号と同様に期末手当において民間の支給割合との較差を基に期末手当の支給月数を0.10月分引上げ、現行の4.40月分から、4.50月分とするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

資料に基づく改正内容のご説明は、議案第1号と同様でありますので、省略いたします。以上で議案第2号の提案理由のご説明を終わります。よろしく願いをいたします。

続きまして議案第3号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は3頁から19頁までになります。改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の7頁から36頁までになります。今回の美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正は、議案第1号、議案第2号と同様に、人事院勧告における給与勧告に準拠し、民間給与との較差等に基づき、給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読省略し、別冊資料によりご説明いたします。別冊資料の7頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、主に2点の改正内容となっており、1点目の改正は、民間給与との較差等をもとに、若年層を重点に給料表の水準を平均で1.10%引き上げるもので、行政職給料表並びに医療職給料表、給料表(1)及び(2)の改正となります。2点目は、期末勤勉手当の改正で、民間との支給較差をもとに0.10月分引上げ、現行の4.40月分から4.50月分とするものです。表につきましては、第1条で令和5年度においては期末勤勉手当の6月期分は既に支給済みであることから、12月期の期末勤勉手当において現行の支給割合にそれぞれ0.05月分を追加し、12月期の支給割合を期末手当は100分の125、勤勉手当は100分の105とするものです。また、第2条において令和6年度以降にあつては、6月期、12月期ともに支給割合を期末手当は100分の122.5、勤勉手当は100分の102.5とするものです。8頁になります。定年前再任用短時間勤務職員につきましては、0.05月分引上げ、現行の2.30月分から2.35月分とするものです。表につきましては、第1条で令和5年度においては期末勤勉手当の6月期分は既に支給済みであることから、12月期の期末、期末勤勉手当において、現行の支給割合にそれぞれ0.025月分を追加し、12月期の支給割合を期末手当は100分の70、勤勉手当は100分の50とするものです。また、第2条において令和6年度以降にあつては、6月期、12月期ともに支給割合を期末手

当は100分の68.75、勤勉手当は100分の48.75とするものです。

3の施行期日ですが、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日からの施行となります。9頁から36頁までの新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によるご説明終わり、議案に戻ります。議案集の19頁の附則からになります。附則、施行期日等、第1項、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。以下、附則第2項から附則第4項までの朗読は省略いたします。以上で議案第3号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。初めに、3案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 3つの案件について、総括質疑を行います。国においては、国家公務員の特別職に関する給与改正に関する法律ということで、内閣総理大臣においては、年間で46万円、各閣僚においては32万円とそういう形で、収入給与が増額するというような報道がされ、その後、一部返納だとか、そういうようなことですね、審議がされて、報道が行われていることは周知のとおりかと思えます。それで今回の人事院勧告に伴う給与等の条例の改正全てにおいて、こちらやはり働く側からしてみると、非常にありがたい話ではあるんですけども、やはりこう国においても、国民の受け止め方がどうなのかということが問題となったことが記憶にある中で、町民に対しての理解、どののように今回の条例改正受け止め、人事院勧告に伴う条例改正ということなんで、これはこれまでもやってきたということではありますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済の疲弊、回復している途上であると私は認識しておりますが、まだいまだに途上であることは間違いありません。また、物価高騰の高止まりその辺りについても、町民含めて我々は考えていかなきゃならない、そのような立場にあるかと思えます。それで町長に伺いますが、今回の条例改正町民がどのような受け止めをされるか、認識についてまず伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 今回の人事院勧告に踏まえての特別職、教育長また職員の給与の改定でございます。これは今、青田議員ご指摘頂きましたとおり、これまでの美瑛町の給与体系につきましては人事院の勧告にのっとりた形で行ってきているというのが、これまでの流れでございます。今回も、その流れをそのまま受けさせていただき、慣例に従っていいですか前例の通り、改定をご提案をさせていただいているところでございます。このことにつきましては、様々なご意見はあろうかと思えますけれども、第1には、給与に関して、あまり恣意的な考え

上げるにしても下げるにしても、どちらの場合におきましても、恣意的な考えが入らず人事の勧告に従うということが最も公平性が担保される、そして、これまでの流れを踏襲できるということであるという風に私は考えているところでございます。

そして、ご質問の中身でございます。例えば、コロナからの町民生活の状況ですとか、物価燃料等の高騰状況の中を受けてというお話でございますけれども、確かにコロナ等の大きな影響がございましたが、今年、今年度につきましては、コロナからの回復基調にあると私も受け止めているところでございます。行政報告の中で観光客の入り込み数もご報告させていただきましたけれども、コロナ前までには完全には戻り切っておりませんが昨年度に比べても、伸びている状況、そういうような状況。また、観光客増加に伴いまして、町内経済も潤ってきている循環してきているという風にも理解しているところでございます。各商店、飲食店の方々はじめ、多くのお客様でにぎわっていたり、いろいろなところで行列が見られるなど、町内経済も確実に上向きにきている。そういう段階に入ってきた年であるという風に受け止めております。

そのようなことを総合的に勘案いたしまして、今回、人事院勧告にのっとりた形で各条例を改正をお願いするというところでございましてこのことにつきましては、町民の皆様にもご理解を頂けるのではないのかなという風に考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 給料上げることに、批判的なものでなくて、国際競争力ということではいったら例えばニンテンドーの大学卒の初任給が28万円程度のところ、韓国なんかではIT企業の初任給1.5倍ぐらいだということもありますし、また、人材確保ということ言えば、町職員、本当にこの担い手としてですね新しいその職員採用するに当たっても、やはりこう、きちんとした給料しっかり出さなかったらいい人材を入れないという風に認識した上で、質問させてもらっております。

今回町長の答弁の中で、回復途上の、例えば家の飲食店だとか、いろいろ今説明、答弁ありましたが、要はお金の使い方とですね、増えた私はですねやっぱりこれ、私の考えなんですけれども、町内の飲食店の中でもですね、なかなか役場の方が来てくれなくなってきたところ、当然ねコロナ禍ですから、みんなで集まってるのはなかなか少なくなっている。ただその中で私増えた分はですね、大いにも使って町の経済、経国済民、経済をですね回すために、しっかりとですね、これからの時期、町に繰出して大いに、何ていうかね、飲むまたは町内の経済喚起するため購買ね高めていくと、物を買っていると、そういうことでですねしっかりと使っていくことも必要なんじゃないかなという風に考えております。その辺りについて認識を伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ご指摘のとおりであると、全く同感の思いで聞かせていただきました。公務員でございますので、税金の中から給料を頂くということで、支出方法、額についてはやはり、きっちりとご説明できるものでなければいけないという風には当然思っております。その上ででございますけれどもこれまでもご答弁申し上げておりますけどやはり日本経済の大きな課題が幾つもありますけどそのうちの一つ大きな課題は、給与が上がらないということであると思っております。物価高を超える賃上げ給料高に持っていかない限り、日本のこのデフレ基調ってのは回復できないと思っておりますのでそういう面でも、今回の給与改定はその観点から即しているという風にも受け止めているところでございます。

そしてご指摘の町内での経済消費を回していこうよというご提案でございますけどもまさに本当にそのとおりであると思っております。この年末年始で消費ですとか、支出多い時期を迎えますその中で、町職員が率先して町内で消費を行うことで、この経済を町内で循環させていくんだと。このことはBeコインも含めて現在、事業・施策としても、その方向で頑張ろうということで取り組んでいる最中でございますので、より一層この方向性を努めて、美瑛町内で経済が循環する。そのために職員1人1人が、自覚を持った行動をとってもらおうよう、私からも促してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第1号について質疑を行います。議案集の1頁。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑を行います。議案集の2頁。改正条例全文についての質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑を行います。議案集の3頁から18頁まで。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。以上で、3案件についての質疑を終わります。

これから討論及び採決を行います。討論及び採決については、1件ずつ進めてまいります。はじめに、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を行います。終わります。

これから日程第12、議案第1号の件を採決いたします。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第2号の件を採決いたします。議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第3号の件を採決いたします。議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第1号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

○議長(野村祐司議員) 日程第15、発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について、提案の提案理由の説明を求めます。

9番、杉山勝雄議員。

(「はい」の声)

(9番 杉山 勝雄議員 登壇)

○9番(杉山勝雄議員) 朗読をもって提案をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下の条文については省略をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、発議第1号の件を採決いたします。発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第4号 専決処分について

○議長(野村祐司議員) 日程第16、議案第4号、専決処分について承認を求める件を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。岩佐水道整備室長。

(「はい」の声)

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) おはようございます。議案第4号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は20頁から22頁になります。令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、地方自治法の規定により、令和5年11月1日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものでございます。今回の補正の主な内容ですが、五稜浄水場非常用発電機のバッテリーの故障による修繕及び美沢川向減圧弁設備故障に伴う修繕で早急な対応が必要であったことから、当該設備の復旧に要する修繕費の追加をお願いするものでございます。初めに議案を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集は20頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は22頁になります。収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額100万円の追加です。五稜浄水場非常用発電機バッテリー交換に係る修繕費です。第2目配水及び給水費、補正額200万円の追加です。美沢川向減圧弁修繕等に係る修繕費です。以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。議案集の20頁から22頁まで。議案第4号本文と令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算(第3号)の条文並びに補正予算説明全般について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めと認め、次に進みます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第4号の件を採決します。議案第4号、専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は承認することに決定いたしました。

日程第17 議案第5号 令和5年度美瑛町一般会計補正予算(第5号)について

日程第18 議案第6号 令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第19 議案第7号 令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)について

日程第20 議案第8号 令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第21 議案第9号 令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第1号)について

○議長(野村祐司議員) 日程第17、議案第5号、令和5年度美瑛町一般会計補正予算(第5号)についての件、日程第18、議案第6号、令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第3号)についての件、日程第19、議案第7号、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)についての件、日程第20、議案第8号、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第3号)についての件及び日程第21、議案第9号、令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第1号)についての件を一括議題といたします。

これから、各議案の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

新村総務課長。

(「はい」の声)

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○**総務課長(新村 猛君)** 議案第5号の提案につきましてご説明申し上げます。議案集は23頁から28頁までになります。今回の補正の主なものは、給与改定に伴う職員手当の追加などです。初めに議案条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。初めに歳出からご説明いたします。議案集の27頁になります。歳出第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、補正額34万1,000円の追加。令和5年度人事院勧告に準拠する議員期末手当の改定に伴う議員手当の追加です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額538万円の追加。令和5年度人事院勧告に準拠する職員期末勤勉手当等の改定に伴う職員手当の追加です。

第6款農林水産業費、第2項耕地費、第3目基幹水利施設管理費、補正額7万9,000円の追加。人事異動及び人事院勧告に準拠する給与改定に伴う給料の追加です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集の25頁になります。歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額577万4,000円の追加。これにより、11月補正後の実質の財源留保額は2,025万3,000円となります。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第3目農林水産業費負担金、補正額2万6,000円の追加。事業費増に伴う負担金の追加です。24頁の第1表歳入歳出予算補正についてのご説明は省略いたします。以上で議案第5号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長(野村祐司議員)** 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

(「はい」の声)

(水道整備室町 岩佐 和男君 登壇)

○**水道整備室長(岩佐和男君)** 議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は29頁から34頁になります。今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定及び期末勤勉手当の支給割合変更による人件費の追加をお願いするものでございます。初めに議案条文を朗読し、その後、補正内容についてご説明いたします。議案集は29頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は33頁になります。歳出、第1款総務費、第1項、総務管理費、補正額6万6,000円の追加です。人

事院勧告に伴う給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更による人件費の追加です。

次に歳入についてご説明いたします。議案集は31頁になります。歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、補正額6万6,000円の追加です。人事院勧告に伴う人件費増額による繰越金の追加です。30頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 水道整備室長、そのまま留まってください。

次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

（「はい」の声）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は35頁から36頁になります。今回の補正は収益的支出において、人事院勧告に伴う給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更による人件費の追加をお願いするものでございます。初めに議案条文を朗読し、その後、補正内容についてご説明いたします。議案集は35頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は36頁になります。収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正額30万4,000円の追加です。人事院勧告に伴う給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加です。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 水道整備室長はそのまま留まってください。

次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

（「はい」の声）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は37頁から38頁になります。今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更による人件費の追加をお願いするものでございます。初めに議案条文を朗読し、その後補正内容についてご説明いたします。議案集は37頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は38頁になります。収益的支出、支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、補正額22万1,000円の追加です。人事院勧告に伴う給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の追加です。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申

上げます。

○議長（野村祐司議員） 水道整備室長はそのまま演台に留まってください。

次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

岩佐水道整備室長。

（「はい」の声）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第9号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は39頁から40頁になります。今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更及び人事異動に伴う手当の変更による人件費の追加をお願いするものでございます。初めに議案条文を朗読し、その後、補正内容についてご説明いたします。議案集は39頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は40頁になります。収益的支出、支出、第1款電気事業費用、第1項営業費用、補正額37万円の追加です。人事院勧告に伴う給与改定及び期末勤勉手当支給割合変更等に伴う人件費の追加です。以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくごお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これで5案件についての提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

はじめに、5案件に関連する質疑について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで5案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第5号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集の27頁及び28頁、初めに令和5年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出全款についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に進みます。議案集の25頁及び26頁。令和5年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款についての質疑を許します。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 今回の給与改正に伴う補正予算、これ今回ここで歳入の部分ですね

地方交付税ということで引当が明示されております。こちらのほうですねよく言われるが、地方交付税色がついてるわけじゃないから入ってきてるのか入ってこないのか分からないとそんなことを聞いたことがあるんですけども今回の補正については、あくまでも議会費、また一般会計の職員給与費、全てにおいて、地方交付税が引当ということになるということで何かその根拠ってのがあればですねお示し頂きたいんですが、お願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

（「はい」の声）

○総務課長（新村 猛君） 普通交付税につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の差額というところが交付税とですね、なってくるということで簡単に申し上げますですね、という仕組みになっておりますけども、この基準財政需要額の中に含まれているというそういう認識でよろしいかという風に思います。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁頂きました。6番、青田でございます。基本的に単費というか、町の持ち出しがなく、今回の給料、職員給与について一般会計の職員給与についてまた議会費の職員、議員の報酬について上がるという理解でよろしいのか。町からの持ち出しがなく、あくまでも引当として地方交付税が全て賄うというような理解でよろしいかどうか伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 休憩いたします。

休憩宣言（午前10時42分）

再開宣言（午前10時43分）

再開いたします。新村総務課長。

（「はい」の声）

○総務課長（新村 猛君） すみません、失礼いたしました。今回、特にですね基金を崩して充てるだとか、特定な財源を充てるということではなくて、あくまでも、町の単費の中の普通交付税部分を充てるということで対応したいと風に思っております。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に議案集の23頁及び24頁。令和5年度美瑛町一般会計補正予算（第5号）の条文及び第1表、歳入歳出予算補正についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を許します。議案集の29頁から34頁まで。令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第3号)の条文並びに第1表、歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を許します。議案集の35頁及び36頁。令和5年度美瑛町下水道事業会計補正予算(第4号)の条文並びに補正予算説明全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号についての質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を行います。議案集の37頁及び38頁。令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第3号)の条文並びに補正予算説明全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑を行います。議案集の39頁及び40頁、令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第1号)の条文並びに補正予算説明全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第5号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第8号についての討論を終わります。次に、議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第9号についての討論を終わります。

これから日程第17、議案第5号の件を採決いたします。議案第5号、令和5年度美瑛町一般会計補正予算(第5号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第3号)についての件を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第7号の件を採決いたします。議案第7号、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第8号の件を採決いたします。議案第8号、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第3号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第9号の件を採決します。議案第9号、令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第1号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、第9号の議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長(野村祐司議員) これをもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。会議を閉じます。令和5年度第6回美瑛町議会臨時会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長（野村祐司議員） 閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。本臨時会、真剣な審議に感謝を申し上げるところでございます。冒頭で申し上げましたが、もう急激な冬将軍の到来でございます。冬の生活に備える。あるいは健康管理を皆さんで守るということで、町民の皆さんの安心・安全を祈念しながら、この臨時会を終了いたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前10時48分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年12月14日

美瑛町議会 議長 野村 祐 司

議員 白石 久 代

議員 高田 紀 子